

ID: 2

担当部署: 総務課

処分の概要	行為の許可		
例規名 根拠条項	八頭町役場庁舎等管理規則 第5条第1項		
例規番号	平成17年規則第8号		
<p>【根拠条文】 (許可を必要とする行為) 第5条 庁舎等において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ庁舎等管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 物品販売、行商その他これに類する商行為 (2) 職員等に対する寄附の募集及び保険の勧誘 (3) 講演、宣伝その他これに類する行為 (4) 広告物等の掲示又は看板、立札類の設置 (5) 集会等のため、多数集会して構内を使用するとき。 (6) 仮設工作物の設置その他庁舎等を一時的かつ特別に使用する行為</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、庁舎等使用許可申請書(様式第1号)を庁舎等管理者に提出しなければならない。ただし、1時間以内の使用に対しては省略することができる。</p> <p>3 庁舎等管理者は、第1項の規定により許可したときは、当該申請者に庁舎等使用許可書(様式第2号。以下「許可書」という。)を交付する。ただし、許可書の交付を要しないと認めたものについては、これを省略することができる。</p> <p>4 庁舎等管理者は、第1項の許可をする場合において必要な条件をつけることができる。</p>			
<p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	10日		
備考			
設定年月日	平成26年7月1日	最終変更年月日	年 月 日